

## ■令和 2～3 年暴風雪等被害に係る支援対策について

令和 2 年 12 月からの暴風雪等による被害に対して、国及び県では、以下のような支援対策を発動しています。大雪等でパイプハウスが損壊、破損する等して、補助金を活用して復旧を検討されている方は、補助事業の活用の有無、また、どの補助事業を活用するか検討いただき、ご要望ください。

### ① 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）」

補 助 率	35%～55%以内	上 限 額	600 万円
支 援 対 象	パイプハウスの再建・修繕等（撤去含む） 被災したハウスの補強や融雪パイプの導入		
要 件 等	共済等の損害補償等に加入すること 事業費で 50 万円以上 令和 5 年度までに、所得及び経営面積を少しでも拡大させること		
試 算	事業費 150 万円の場合 / （補助金） 525,000 円～825,000 円		

### ② 「持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）」

補 助 率	1/2 以内	上 限 額	なし
支 援 対 象	再建に係る資材費、再建に伴う撤去費用（解体費は含まない） 被災したハウス（生産用のみ）の補強や融雪パイプの導入		
要 件 等	共済等の損害補償等に加入すること 3 月末まで納品できること、自力施工を想定 ハウス面積の拡大、ビニールを厚くする等、少しでも規模拡大すること		
試 算	（補助金） = 事業費（資材費等）× 1/2（補助率） - （共済相当額 × 1/2）		

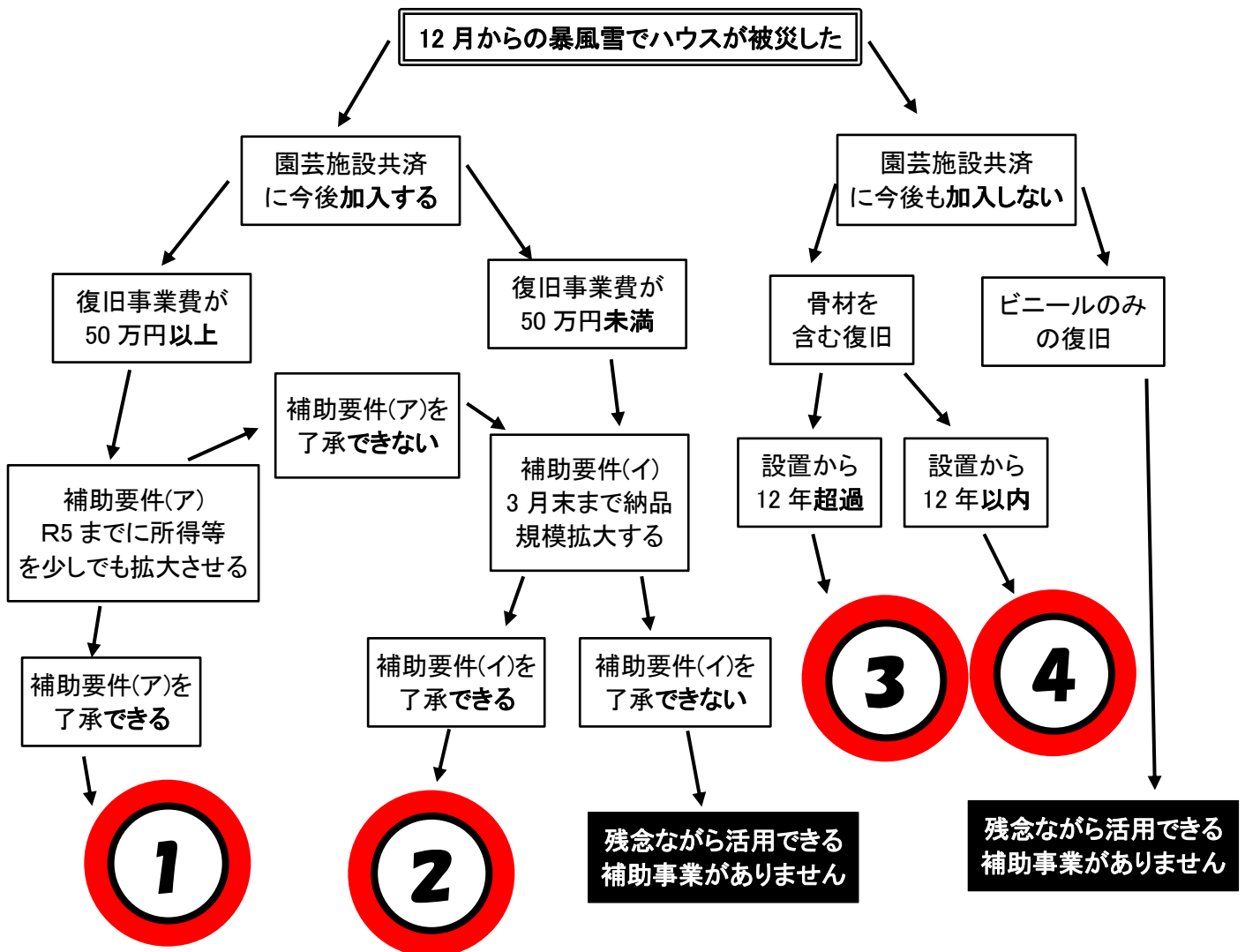
### ③ 「山形県農林水産物等災害対策事業（耐用年数超過）」

補 助 率	復旧：2/10 以内 撤去：2/10 以内	上 限 額	復旧：660,000 円/10a 撤去：194,000 円/10a
支 援 対 象	資材費（被覆ビニール含まない）、撤去費		
要 件 等	被災ハウスが設置から 12 年を超過しているもの		
試 算	復旧するハウス面積 90 坪の場合 / 面積 × 上限額 ÷ 198,000 円（補助金）		

### ④ 「山形県農林水産物等災害対策事業（耐用年数以内）」

補 助 率	復旧：1/2 以内 撤去：2/10 以内	上 限 額	復旧：825,000 円/10a 撤去：194,000 円/10a
支 援 対 象	資材費（被覆ビニール含まない）、撤去費		
要 件 等	被災ハウスが設置から 12 年に達していないもの		
試 算	復旧するハウス面積 90 坪の場合 / 面積 × 上限額 ÷ 247,000 円（補助金）		

《参考》



- ① 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）」
- ② 「持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）」
- ③ 「山形県農林水産物等災害対策事業（耐用年数超過）」
- ④ 「山形県農林水産物等災害対策事業（耐用年数以内）」

《その他》

- ・ ①の事業に係る補助要件（ア）は、所得及び経営面積を、令和5年度まで少しでも拡大すれば対象となります。
- ・ ②の事業に係る補助要件（イ）は、規模拡大として、復旧するハウス面積を少しでも拡大する、または復旧する際に、ビニールの厚みを少しでも厚くすれば対象となります。
- ・ 園芸施設共済に加入している方が、③及び④の補助事業を活用することは可能です。
- ・ その他、ご不明な点等あれば、酒田市農政課までお問い合わせください。

◎各支援策に関するお問い合わせ

酒田市農政課複合経営振興係

TEL：0234-26-5752/FAX：0234-26-6483